

令和5年5月8日

保護者 様

諫早市教育委員会教育長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から学校教育への御協力と御理解に感謝いたします。

本日5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しました。つきましては、今後の学校における感染症対策の考え方等について、下記のとおりといたします。

今後も学校教育活動がより安全に実施できるよう、引き続き各家庭において、御留意・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 5類移行後においても、お子様の健康状態の把握を行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養することが重要です。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。
- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 学校給食の場面においては、「黙食」は求めません。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、必要な措置を一時的に講じる場合があります。
- 児童生徒等の体温チェック表を提出する必要はありません。
- 感染が不安で休ませたい場合は、学校へ相談してください。

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項について

- 新型コロナウイルス感染症への罹患が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。